群馬県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　介護サービスは、高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが必要である。

このため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等の規模等を踏まえ、介護サービスを円滑に継続するための対応や、災害備蓄等への対応に要する経費に対する補助を行うことで、介護サービスの継続を支援することを目的とし、第３条に掲げる事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 68 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱によるものとする。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、群馬県内で次条第１項に掲げる事業を実施する介護事業所等とする。

２　補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（４）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

（５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（６）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

（８）暴力団員と密接な交友関係を有する者

（補助事業）

第３条　この補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

（１）訪問介護事業所

（２）訪問入浴介護事業所

（３）訪問看護事業所

（４）訪問リハビリテーション事業所

（５）通所介護事業所

（６）通所リハビリテーション事業所

（７）特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）

（８）福祉用具貸与事業所

（９）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(10) 夜間対応型訪問介護事業所

(11) 地域密着型通所介護事業所

(12) 認知症対応型通所介護事業所

(13) 小規模多機能型居宅介護事業所

(14) 認知症対応型共同生活介護事業所

(15) 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）

(16) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(17) 居宅介護支援事業所

(18) 介護老人福祉施設

(19) 介護老人保健施設

(20) 介護医療院

(21) 地域密着型介護老人福祉施設

(22) 短期入所生活介護事業所

(23) 養護老人ホーム

(24) 軽費老人ホーム

２　次に掲げる事業所等は、補助の対象外とする。

（１）申請時点で指定を受けていない施設・事業所。

（２）休止中の施設・事業所。ただし、申請時点で再開している施設・事業所は対象とする。

（３）訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療機関のみなし指定事業所であって、令和７年９月から申請時点までに、介護保険での利用者がいない事業所。

（４）空床利用型の短期入所生活介護。（本体施設の利用者数に含むものとする。）

（５）各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・

介護予防ケアマネジメント）

（補助金額）

第４条 補助金の額は、次表に定める事業の区分に応じた額を基準単価とする。

なお、訪問介護の延べ訪問回数及び通所介護の延べ利用者数については、令和７年４月サービス提供分から９月サービス提供分の平均値により判断することとし、令和７年１０月１日以降に開設した訪問介護及び通所介護の事業所規模は、開設月から令和８年３月までの平均値により判断することとする。

また、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和７年４月１日時点の定員により判断することとし、令和７年４月２日以降に開設した施設等における申請の際の定員数については、開設時の定員により判断することとする。

（千円）

		（１）介護サービスを円滑に継続するための対応	（２）災害備蓄等への対応
事業所・施設等の種別 ＼ 助成対象事業所・施設		気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1～4　訪問介護事業所			
1	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200／事業所	
2	上記以外であって、1 月あたり延べ訪問回数 200 回以下	300／事業所	
3	上記以外であって、1 月あたり延べ訪問回数 201 回以上 2,000 回以下	400／事業所	
4	上記以外であって、1 月あたり延べ訪問回数 2,001 回以上	500／事業所	
5	訪問入浴介護事業所	200／事業所	
6	訪問看護事業所	200／事業所	
7	訪問リハビリテーション事業所	200／事業所	
8～10　通所介護事業所			
8	1 月あたり延べ利用者数 300 人以下	200／事業所	
9	1 月あたり延べ利用者数 301 人以上 600 人以下	300／事業所	
10	1 月あたり延べ利用者数 601 人以上	400／事業所	
11	通所リハビリテーション事業所	200／事業所	
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	200／事業所	
13	福祉用具貸与事業所	200／事業所	
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200／事業所	
15	夜間対応型訪問介護事業所	200／事業所	
16	地域密着型通所介護事業所	200／事業所	
17	認知症対応型通所介護事業所	200／事業所	
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200／事業所	
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200／事業所	
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	200／事業所	
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200／事業所	

22	居宅介護支援事業所	200／事業所
23	介護老人福祉施設	6／定員
24	介護老人保健施設	6／定員
25	介護医療院	6／定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6／定員
27	短期入所生活介護事業所	6／定員
28	養護老人ホーム	6／定員
29	軽費老人ホーム	6／定員

２　事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、交付申請額の総額が予算額を超える場合は、補助金額を割り落とすことがある。

（補助対象）

第５条　補助対象となる物品等は次のとおりとする。

（１）介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用。

①　訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所

燃料費、有料道路通行料、ネッククーラー（ヒーター)、熱中症対策ウォッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品

②　入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

光熱水費、燃料費、業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター

（２）災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用。

①　訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所

災害備蓄等用の、飲料水・食料品、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池、衛生用品、医療用品、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ

２　次に掲げる物品等の購入費用は、補助の対象外とする。

（１）単品で取得費用が３０万円以上の物品

（２）令和７年 12 月 16 日よりも前に購入した物品等
（３）消費税額及び地方消費税額

（交付の条件）
第６条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
（１）補助対象事業の内容の変更（次項の軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
（３）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
（４）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
（５）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
２　前項における軽微な変更とは、次に定めるところによる。
（１）交付申請した項目内での金額の変更
３　この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金の交付申請）
第７条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記様式第１号）（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
なお、申請は法人又は事業者単位で行うものとし、１回限りとする。

（補助金の交付決定）
第８条　知事は、前項の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第６条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）
第９条　補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（別記様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）
第１０条　補助事業者は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）
第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（別記様式第２号）に関係書類を添えて、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定、交付）
第１２条　知事は前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
２ 知事は前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、精算払により補助金を交付するものとする。

（検査等）
第１３条　知事は、適正な事務の執行のため必要があると認めるときは、申請者に対して、申請内容の詳細な説明又は追加資料の提出を求めるとともに、関係書類の確認又は現地調査等を行うことができる。

（会計帳簿等の整備）
第１４条　補助金の交付を受けたものは、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行

令第14条第１項第２号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

２　前項における証拠書類の保管については、本補助金を、法人本部等の収入ではなく、補助対象経費を費消した介護事業所等の収入としていることが分かる書類の保管も含む。

（補助金の返還）

第１５条 知事は補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（１）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（２）補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第７条に抵触するとき。

（３）不正又は虚偽の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第１６条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年４月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年８月２５日から施行し、令和８年６月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年１１月２日から施行する。